

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1931号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p><b>第6条</b> 普通交通機関等（<u>一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）</u>以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、経済的かつ合理的な通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（<u>以下「運賃等相当額」という。</u>）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>一般職員給与条例第18条第9項及び市町村立学校職員給与条例第21条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p><b>第8条の3</b> 一般職員給与条例第18条第2項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第3号に規定する一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する一般職員給与条例第18条第2項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においての</p>	<p>（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）</p> <p><b>第6条</b> 普通交通機関等（<u>新幹線鉄道等</u>以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、経済的かつ合理的な通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p><b>第8条</b> 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（<u>次項において「運賃等相当額」という。</u>）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（<u>一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。</u>）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p><b>第8条の3</b> 一般職員給与条例第18条第2項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第3号に規定する一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する一般職員給与条例第18条第2項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においての</p>

み利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額

- (2) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額

(3) (略)

(駐車料金等の額等)

#### 第8条の5 (略)

- 2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額（以下「1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額」という。）に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第10条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

み利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額（一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 一般職員給与条例第18条第1項第3号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額

(3) (略)

(駐車料金等の額等)

#### 第8条の5 (略)

- 2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第10条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又

は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

**第11条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

**第12条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第13条** 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

**第14条** 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

**第11条** 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居とする。

**第12条** 削除

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第13条** 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等相当額(以下「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(権衡職員の範囲)

**第14条** 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が

認められるものに限る。)とする。

(1) 新たに採用された職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるもののうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、その採用の直前の住居（採用の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰に伴い、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものに限る。）

(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に再び転居する

(1) 新たに採用された職員で新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるもののうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、その採用の直前の住居（採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第83号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、一般職員給与条例第18条第1項第1号若しくは第3号又は市町村立学校職員給与条例第21条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものに限る。）

(3) 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ

場合において、通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該再転居後の住居及び委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(4) (略)

(支給日等)

**第14条の2** 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（規則第6—5号）第2条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が新潟県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに採用されることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、一般職員給与条例第18条第2項第2号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、1箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

るものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(4) (略)

(支給日等)

**第14条の2** 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第16条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（規則第6—5号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして一般職員給与条例第18条第2項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合

(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が一般職員給与条例第18条第2項第1号及び第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等相当額 (第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

**第15条の2** 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当 (1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等 (同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、委員会の定める月 (以下「事由発

(返納の事由及び額等)

**第15条の2** 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当 (1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等 (第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び一般職員給与条例第18条第2項第2号又は市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等 (同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場

生月」という。)の末日にしたものとして得られる額 (以下「払戻金相当額」という。)

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額 (次号において「払戻金相当額」という。)

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 第14条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等相当額 (2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が4万円以下であつた場合第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等 (同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等相当額等が4万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額 (次号において

<p>3 一般職員給与条例第18条第8項又は市町村立学校職員給与条例第21条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合は、<u>委員会の定めるところにより事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u></p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条の3</b> 一般職員給与条例第18条第9項及び市町村立学校職員給与条例第21条第9項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>「払戻金相当額」という。)</p> <p>(2) <u>1箇月当たりの特別料金等相当額等が4万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合 4万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)</u></p> <p>イ <u>第14条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 4万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)</u></p> <p>4 一般職員給与条例第18条第7項又は市町村立学校職員給与条例第21条第7項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p><b>第15条の3</b> 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、<u>新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第2条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。  
別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第1（第3条関係）

通 勤 届

通勤手当に関する規則（規則第6—75号）第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
任命権者		勤 務 公 署 名				届出の理由（該当する□にレ印を付する。） □新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） □住居の変更（移転日における移転前の住居からの通勤 □有 □無） □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 □支給要件の喪失 理由（ ） 上記事実の発生日 年 月 日	
様		所在地					
職名		氏 名		提出年月日			
住居				年 月 日			
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額 (片道の運賃等の額)	備考
1		住 居 から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
2		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
3		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
4		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
5		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
6		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円 ( 円)	
計			km .	分		円 ( 円)	
※駐車場等	1	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金	円	
	2	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金	円	
	計					円	

記入上の注意

- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6箇月）、10枚綴回数券の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6箇月）の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図（経路朱線）を下欄に記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- ※欄は、通勤に交通機関等と自動車等を併用する職員で、駐車場等を利用しその利用に係る料金を負担しているもののみ記入することとし、契約書の写し等証明書類を添付する。
- 「駐車場等の場所」欄には、利用する駐車場等の場所（番地まで記載）を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤する職員にあつては、別紙「通勤届付表」も併せて記入する。

通勤経路の略図

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

別紙

通 勤 届 付 表

【新幹線鉄道等利用者となった理由】（該当する□にレ印を付する。）

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 新たに採用されたことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 3 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者等と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 4 その他の権衡職員

（新幹線鉄道等を利用することとなった理由等（例：父母の介護のために転居した。））

※現公署への異動・採用発令 年月日	年 月 日	※異動等・採用前の住居への入居年 月日	年 月 日
※異動等・採用 の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

〔新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路等〕

1 往路

順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗車券等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	自宅出発時刻及び始業 時刻までの所要時間
1		住 居 から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 ( 時間 分)
2		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
3		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
4		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
5		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

2 帰路

順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗車券等 の 種 類	左 欄 の 乗 車 券 等 の 額	自宅到着時刻及び終業 時刻からの所要時間
1		勤務公署 から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 ( 時間 分)
2		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
3		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
4		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
5		から ( 経 由 ) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

記入上の注意

- 1 ※欄は、【新幹線鉄道等利用者となつた理由】欄の□1又は□2にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、〇〇線等の別を記入する。

別紙様式第2（第4条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名	所属名		事実発生年月日					
			提出年月日					
住居			受理年月日					
			算出式					
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）								
1 箇月当たりの平均通勤所要回数 回								
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1 箇月当たりの運賃等相当額	認定期間	
	普通交通機関等の名称	利用区間						
普通交通機関等利用者	1				円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで	
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	2					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	3					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円		
						円	年 月 日改正	
						円	年 月 日改正	
自動車等の額 (自動車等の使用距離 km)						円	年 月から 年 月まで	
普通交通機関等と自動車等の併用者 1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額						円		
						円	年 月 日改正	
						円	年 月 日改正	
駐車料金等相当額	駐車料金等の算出基礎			1 箇月当たりの駐車料金等 2 分の 1 相当額 (上限3,000円)		認定期間		
						円	年 月から 年 月まで	

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券その他の別	特別料金等の算出基礎	特別料金等相当額	1箇月当たりの特別料金等相当額	認定期間		
	新幹線鉄道等の名称	利用区間							
新幹線鉄道等利用者	1				円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで		
					支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで	
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	2					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで	
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	改正					円 ( 箇月)	円	年 月から 年 月まで	
						支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
	1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円		
							円	年 月 日改正	
							円	年 月 日改正	
	1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、1 箇月当たりの駐車料金等2分の1相当額及び1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき				150,000円 × 箇月 =		円	年 月から 年 月まで	
				支給月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				

支給額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返	返納事由(規則第15条の2第1項)		返納事由 発生年月	返納対象普通交通機 関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額 の算出基礎	払戻金 相当額
	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				
2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号					円
	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号					
納	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号					円
	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号					
返納月数・算出基礎(支給限度額を超えていた 場合)			月	(算出基礎)		円

上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定(改定)する。 返納額(払戻金相当額)を決定する。  年 月 日 職  氏名	取扱者の確認			

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第3号。以下「改正条例」という。)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職員給与条例」という。)第18条第2項第1号及び改正条例第3条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の市町村立学校職員給与条例」という。)第21条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等(改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)、改正前の一般職員給与条例第18条第2項第2号又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第2項第2号に規定する額(改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)、改正前の一般職員給与条例第18条第3項又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額(その額が3,000円を超えるときは、3,000円)及び改正前の一般職員給与条例第18条第4項第1号又は改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(改正前の一般職員給与条例第18条第8項及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(改正前の一般職員給与条例第18条第4項及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第14条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等並びに改正前の一般職員給与条例第18条第1項第2号及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改

正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。)

(2) 改正前の一般職員給与条例第18条第4項第1号及び改正前の市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額が4万円を超える場合のものに限る。)

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から4万円を減じて得た額

(通勤届及び通勤手当認定簿の様式に係る経過措置)

4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。